

『上限20万円「月次支援金」 緊急事態措置等の対策で給付』

経済産業省・中小企業庁は、緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和策として、「月次支援金」を給付する。給付額は、2019年または2020年の基準月の売上ー2021年の対象月の売上(中小法人等は20万円(月・上限)、個人事業者等は10万円(同))となっている。要件は、(1)当該措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛の影響(取引事業者も)を受けていること(2)当該措置が実施された月のうち措置の影響を受けて月商売上が2019年または2020年の同じ月と比べて50%以上減少していることであり、両方満たせば「業種/地域問わず給付対象」となる。これまで一時支援金または月次支援金を受給している場合は、申請の手続きが簡便化(2021年の対象月の売上台帳添付のみで、事前確認が不要、その他書類が一部不要)される。申請期間は、4月分/5月分は2021年6月中下旬~8月中下旬、6月分は同年7月1日~8月31日※原則対象月の翌月から2か月間を申請期間としている。一方、「一時支援金」において、申請期限に間に合わない合理的な理由がある場合は、「申請に必要な書類の提出期限」が2週間程度延長される。ただし「登録確認機関での事前確認」が受けられるのは提出期限の数日前までとしている。



『個人の土地建物・株式の譲渡 令和3年度改正点を整理』

国税庁は今般、「令和3年度 税制改正のあらまし」を作成。以下、個人の譲渡に関する主な改正点をまとめた(一部)。

【土地・建物の譲渡】マンション敷地売却事業等に係る譲渡所得に関する改正○「優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例」/「特定住宅造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除」:適用対象事業を変更○「換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例」:適用対象を追加○「相続財産に係る譲渡所得の課税の特例」:適用対象となる相続財産を追加【株式等の譲渡】1)特定口座制度:○源泉徴収選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡等による事業所得の金額又は雑所得の額の計算上、その口座を開設している金融商品取引業者等に支払う投資一任契約に係る費用を必要経費に算入可能に○「特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例」の適用対象の見直し 2)その他:○「特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等」「特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等」で、指定期限を1年延長○「特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る譲渡所得の課税の特例」を廃止

出典元:日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます



21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

葵総合経営センター

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号
(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com